

取扱区分：「公開」

令和6年第12回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年12月10日（月）15時30分

於：周南市役所 多目的室

令和 6 年第12回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 0 日 (火) 午後 3 時 3 0 分 ～午後 4 時 1 8 分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 1 8 人

1 番	林	俊	一	2 番	歳	光	時	正
3 番	野	村	邦	幸	4 番	重	永	正
5 番	佐	伯	伴	章	6 番	笠	井	保
7 番	河	内	邦	雄	9 番	佐	伯	信
10番	高	橋		恵	11番	秋	貞	啓
12番	藤	井		孝	13番	山	下	敏
14番	瀧	山		美智子	15番	市	川	
16番	有	馬		俊 雅	17番	兼	重	
18番	田	中		榮 作	19番	白	石	純

(2) 欠席委員 1 人

8 番 藤 原 典 子

(3) 事務局職員 4 人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	中 村 仁 紀
次長補佐	神 本 和 典	書 記	山 崎 絵 美

(4) 関係部署職員 2 人

産業振興部農業振興課	課 長	菅 田 浩 司
産業振興部農業振興課	農政担当	山 近 麗 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第50号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	15件
議案第51号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第52号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	6件
議案第53号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件

第3 報告事項

報告第89号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	9件
報告第90号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第91号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	2件
報告第92号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	5件
報告第93号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	34件
報告第94号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	1件
報告第95号	現況が農地でないことの証明等について	7件
報告第96号	令和5年度の周南市農業委員会の決算について	1件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、8番藤原典子委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、お送りした「令和6年第12回農業委員会議案」の11ページの議案第52号番号6番については、許可申請の取り下げがあり欠番となります。

つきましては、議案書の差し替えを配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

これに関連して、「12月分議案（転用）に係る参考資料」の24ページから28ページも削除いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。
それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午後3時31分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第12回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員

会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議長より指名いたします。

18番・田中栄作委員、19番・白石 純治委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第50号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

1 ページから 6 ページまでの議案第50号は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農業振興課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、菅田課長よろしくお願いします。

菅田農業振興課長

農業振興課長の菅田でございます。

それでは、議案第50号について、説明させていただきます。

このたびの議案は、10月末日までに受け付けました、利用権の設定に係る計画で、12月27日に公告を行おうとするものでございます。

内容につきましては、徳山地区12件、熊毛地区2件、鹿野地区1件、合計で15件、36筆となります。

このうち、農地中間管理機構への貸付は7番から15番で、徳山地区の9件、20筆となります。

また、4番につきましては借受人が農地所有適格法人以外の法人が借りるため、解除条件付きとなっています。

説明は、以上でございます。

議長（山下会長）

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第50号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第50号について採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第50号は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

（農業振興課職員退席）

次に、議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

7ページから9ページの議案第51号は、1議案7件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が4,473平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、以前より管理を任されていた申請地について、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの

議長（山下会長）

許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの
現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

1 番林委員

林（はやし）委員

1 番林です。

番号 1 番について補足説明いたします。

去る11月25日に、職員 1 名、推進委員 2 名と私の 4 名にて現地確
認をいたしました。

また、後日電話にて双方の意思確認をいたしました。

譲渡人は、譲受人が以前から耕作しており、自身が高齢でかつ農
業後継者もいないことから譲受人に譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は以前から申請地を借りて耕作しており、この度、譲渡人
からの申し出があったので、譲り受けることにしたそうです。

必要書類も完備されており何ら問題もないと思われますので、ご
審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号 1 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号 1 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第51号、番号 1 番は、許可と決定い
たします。

続きまして、議案第51号、番号 2 番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が127平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、以前より管理を任されており、今後も野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る10月23日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

譲渡人及び譲受人には、11月22日に電話にて意思確認を行いました。

申請地は、譲受人の自宅から約140メートルの距離に位置し、既に譲受人が野菜を栽培されていますが、今回、贈与されようとするものです。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

それでは、議案第51号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

中村事務局次長

議案第51号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第51号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,552平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、以前より一部管理を任されており、今後も野菜や水稻栽培をするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず
全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番笠井です。

番号3番について補足説明します。

去る11月19日に事務局職員、推進委員と一緒に現地確認をしました。

また申請者とは、電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、内容については事務局の説明のとおりです。

議長（山下会長）

申請地の一部を譲受人が管理を依頼され、10年以上前から畑として耕作してきており、今後も畑として利用するとのことでした。

その他の農地は雑草が繁茂していました。

譲渡人は遠方に居住しておることから長年休耕となっており、今後も耕作する予定がないことから、譲受人に譲り渡すこととしたとのことでした。

譲受人は市道、河川を挟んだ反対側の農地を耕作しており、耕作規模拡大を考えていたところ、譲渡人からの申し出があり応じることにしたとのことでした。

譲受人は、申請地のすぐ近くに自宅があり、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有し、自宅の農業用倉庫に保管しております。

今後は、野菜栽培及び水稻耕作を家族で取り組み、J A等に出荷する予定ということです。

調査項目に従って調査しましたが問題ありません。

ご審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第51号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が198平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠方に居住し高齢で管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、代表を務める会社の従業員と一緒に季節の野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番笠井です。

番号4番について補足説明します。

去る11月19日に事務局職員、推進委員と一緒に現地確認をしました。

また申請者とは、電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、内容については事務局の説明のとおりです。

申請地は、JR高水駅前の宅地と宅地に間に位置しており、現状では農地性の低い農地です。

譲渡人は、遠方に居住するため今後も耕作する予定もないことから譲渡することにしたとのことでした。

譲渡人は、会社の寮として中古住宅を譲り受け、寮に住む従業員と共に営農活動に力を入れ、収穫した野菜は家族、従業員と分け合うとのことでした。

農機具は隣接する農業用倉庫に保管するとのことでした。

議長（山下会長）

調査項目に従って調査しましたが、問題ありません。

ご審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第51号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が294平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠方に居住し耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、12月に山口県へ移住し家族で農業をするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

9 番佐伯信治委員

佐伯信治委員

9 番佐伯信治です。

番号 5 番について補足説明を行います。

11月22日に事務局職員及び農地利用最適化推進委員と現地調査を行いました。

概要については、事務局より説明されたとおりです。

申請地は、ほ場整備の地域内で隣接の宅地からのみ進入が可能な畑地であり、定期的に除草されている状況にありました。

11月23日に譲受人と電話にて調査項目に沿って意思確認を行いましたところ、「八代地区に移住するため家と農地を購入したい」とのことで、家族で転入されるとのことでした。

譲受人は中学・高校期において、父の手伝いとして酪農や水稻耕作に携わり移住した屋久島では、大根を栽培していたとのことでした。

また、妻も学生時代に農業の手伝いを行っていたとのことでした。

機械については、安価な耕運機を購入することを予定しているとのことでした。

以上の事から問題なしと考えられますのでよろしくご審議の程よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号 5 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号 5 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第51号、番号 5 番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第51号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が214平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠方に居住し、耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、キャベツや白菜等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

秋貞委員

11番秋貞委員

11番秋貞です。

議案第51号6番について補足説明します。

11月26日に推進委員2名と私と事務局職員の4名で現地確認に行き、後日譲渡人、譲受人とも電話で意思確認いたしました。

譲渡人は、遠方に居住しており農地の管理が困難となり、住居及び隣接する農地を譲るために売り出しておられたところ、同じ地区内に住む譲受人から農地も耕作し、家も購入したいとの申し出がありました。

住宅に付随している倉庫も農機具を保管場所として活用できるとのことでした。

現在も、農業にやる気を持って耕作されていますので、譲渡人も

議長（山下会長）

喜んでおられました。

ご審議よろしくお願い致します。

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第51号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号7番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田4筆と畑8筆の面積が6,820平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢のため後継者に贈与するものです。

譲受人は、農地を引き継ぎ、今後も譲渡人とともに農業をするため贈与を受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

11番秋貞委員

秋貞委員

11番秋貞です。

番号7番について補足説明します。

11月26日に推進委員2名、私と事務局職員の4名で現地確認いたしました。

譲受人とは12月8日に電話にて意思確認いたしました。

譲渡人は、高齢のため息子に贈与したいとのことでした。

譲受人は、高齢の母が所有する農地を、引き継ぎ農業を継続したいとのことで、現在、父が1人で耕作している農地と一緒に耕作するということで、譲り受けるものです。

父も高齢になりつつありますが、親子で農地を守っていききたいとのことでした。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第51号、番号7番は、許可と決定いたします。

次に、議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

10ページ及び11ページの議案第52号は、1議案6件です。

番号1番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積372.26平方メートル、パネル枚数142枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、後継者や担い手もなく、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西高速自動車国道入口から南東へ約280メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから4ページのとおりです。

農地区分は、高速自動車国道出入口からおおむね300メートル以内で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番瀧山です。

番号1番について補足説明をいたします。

11月22日に事務局職員、推進委員と私の3名で現地確認に行きました。

申請地は、何年も耕作されていませんでしたが、草刈りはしてありました。

水路等はきちんと整備された状態で太陽光発電の設備を設置しても影響はないと思われます。

また、近くにも同様に太陽光発電設備があり、周辺農地に対し特に影響があるとは思われませんでした。

電話により意思確認もできています。

議長（山下会長）

特に問題ないと思われますので、審議の程よろしく申し上げます。
ありがとうございました。

それでは、議案第52号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第52号、番号1番は、許可と決定いたします

続きまして、議案第52号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積445.85平方メートル、パネル枚数172枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、近年自ら耕作しておらず、将来の維持管理について心配していたところ、譲受人から話しがあり、譲り渡すものです。

申請地は、熊毛高速自動車国道入口から北へ約240メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の5ページから8ページのとおりです。

農地区分は、高速自動車国道出入口からおおむね300メートル以内で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2 番歳光委員

2番歳光です。

番号2番について、補足説明します。

9月26日に事務局職員と推進委員の2名が現地において調査、現地確認を行い、9月28日に私が現地にて調査、確認をしましたが、その後計画が白紙になりました。

今回改めて申請がありましたので11月28日に現地調査をし、譲渡人に直接会って意思確認を行い、譲受人には電話にて意思確認をしました。

譲渡人は申請地に水稻を本年まで耕作されていましたが、譲受人のソーラー発電設備設置の依頼を受けて譲り渡すものです。

計画当初の設備設置面積2,224平方メートルの予定を変更し、今回は設備設置面積1,175平方メートルに縮小し、パネル枚数172枚、発電出力49.5キロワットの設備を1基設置するものです。

場所は熊毛インターの入り口より240メートルくらい離れた場所で第3種農地です。

調査項目に従い調査を行いましたが無問題だと思います。

よろしくお願ひし報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第52号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第52号、番号2番は、許可と決定い

	たします。
	続きまして、議案第52号、番号3番を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 神本次長補佐 番号3番についてご説明いたします。 譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積452.92平方メートル、パネル枚数176枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。 譲渡人は、高齢となり、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。 申請地は、周南市勝間市民センターから北西へ約780メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の9ページから13ページのとおりです。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。 土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。 以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
7番河内委員	河内委員 7番河内です。 番号3について補足説明をします。 11月26日に事務局職員と推進委員とで現地調査をしました。 内容について事務局で説明されたとおりです。 また 後日に申請者と現場で意思確認もしました。 場所は、勝間市民センターから北西方面に約780メートルです。

申請地は、面積1,715平方メートルの田で自己管理の遊休農地です。

譲受人は太陽光発電事業者であり、設備設置の場所を探していたところ周辺に高い建物がなく日当たりが良いと判断した適地があり、申請地を譲り受けたいと考えておりました。

譲渡人は、申請地を相続したが高齢となり管理することができなくなり以前から譲り渡すことを希望していました。

設置内容は、パネル設置面積約453平方メートル、太陽光パネル176枚、出力49.5キロワットです。

調査結果、チェックリストの項目にあっており問題ないと思います。

以上、調査結果を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第52号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第52号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第52号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積325.63平方メートル、パネル枚数128枚を設置するもので、

議長（山下会長）

神本次長補佐

発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、休耕しており、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水駅から南東へ約1,000メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の14ページから18ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番笠井委員

6 番笠井です。

議案第4番について補足説明します。

去る11月25日に、事務局職員、推進委員と3人で現地を確認しました。

申請者には、後日に意思確認、内容確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

この農地は農用地区域外で、長年休耕されており雑草が背丈ほど伸びており雑木も生えている状況でした。

譲渡人は今後も耕作することが出来ず、後継者もいないため譲受人に譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、申請地が太陽光発電設備の設置に適していたため譲り受け、太陽光発電事業を行うこととしたとのことです。

水路等の周辺農地への影響は問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者や耕作者などに影響があると思われる方々には事前に計画を説明し、了解を得たとのことです。

議長（山下会長）

その他調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第52号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第52号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第52号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号5番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積427.39平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、休耕しており、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水駅から南東へ約1,090メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の19ページから23ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番笠井委員

6 番笠井です。

番号 5 番について補足説明します。

去る11月25日に事務局職員、推進委員と 3 人で現地確認しました。

申請者には、後日に意思確認、内容確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請地は番号 4 番の申請地からは50メートルから100メートル離れた所に位置します。

現況、申請内容、譲渡人、譲受人については番号 4 番と同一であるため、説明を省略いたします。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第52号、番号 5 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号 5 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第52号、番号 5 番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第52号、番号 7 番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号 7 番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積566.40平方メートル、パネル枚数220枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農業経験がなく、担い手も見つからないことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水駅から北西へ約820メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の29ページから33ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番笠井委員

6 番笠井です。

番号7番について補足説明します。

去る11月25日に事務局職員、推進委員と3人で現地確認をいたしました。

申請者には、後日に意思確認、内容確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請地は国道2号線、原交差点から八代方面へ向かう県道沿いに位置する農地です。

現況は、草刈りが行われた状況でした。

譲渡人は相続により取得したが、農業経験はなく他に農業を委託する人も見つからないことから、譲受人に売却することにしたとのことです。

譲渡人は、太陽光発電事業による長期安定型の事業収益確保を目

指しており、申請地は周辺に高い建物もなく日当たりも良いことから適地であると判断され購入することにしたとのことでした。

水路等の周辺農地への影響は問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々には事前に計画を説明し了解を得たとのことでした。

その他調査項目に従って調査しましたが問題はないと思われます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第52号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第52号、番号7番は、許可と決定いたします。

次に、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

12ページの議案第53号は1議案1件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和3年第4回総会の議案第13号番号1番として許可決定を経て、令和5年第2回総会の議案第5号番号1番にて工期延長を理由とする事業計画の変更承認をしたものに関連します。

今回の変更点としては、工事期間の延長及び太陽光パネルに関す

議長（山下会長）

神本次長補佐

る事項となります。

工事期間についてはコロナ等の影響により機器部品の納品が大幅に遅れたこと等から、工事期間を前回の変更から更に延長するものです。

太陽光パネルについては計画当初の機器が廃番となり、新たな型式で高性能なものに変更したため、パネル設置面積及びパネル枚数が減少しましたが、発電出力に変更はありません。

工事期間の延長及び太陽光パネルの変更はやむを得ないと考えられます。

なお、変更後の工事期間は既に経過しており、事業の進捗につきましては、変更後の事業計画に沿って工事が完了しておりますことから、当事案は変更計画の承認の追認となるものです。

以上でございます。

ただ今の議案第53号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第53号について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第53号の事業計画の変更を承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第89号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

13ページから15ページの報告第89号は、農地等を相続等により所

議長（山下会長）

中山事務局長

議長（山下会長）

有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は9件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第89号を終わります。

中山事務局長

続きまして、報告第90号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

16ページの報告第90号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第90号を終わります。

中山事務局長

続きまして、報告第91号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

17ページの報告第91号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は2件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設等に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専

議長（山下会長）

決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第91号を終わります。

中山事務局長

続きまして、報告第 92 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

18ページ及び19ページの報告第92号は、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、5 件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第92号を終わります。

中山事務局長

続きまして、報告第93号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

20ページ及び21ページの報告第93号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であ

議長（山下会長）

ることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった34件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第93号を終わります

中山事務局長

続きまして、報告第94号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

22ページの報告第94号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第94号を終わります。

中山事務局長

続きまして、報告第95号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

23ページ及び24ページの報告第95号は、周南市農業委員会非農地

証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員 3 人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は 7 件です。

非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第95号を終わります。

続きまして、報告第96号「令和 5 年度の周南市農業委員会の決算について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

25ページの報告第96号についてご説明いたします。

報告第96号別紙をご覧ください。

10月31日の市議会本会議におきまして、令和 5 年度周南市一般会計歳入歳出決算が認定されましたので、そのうちの農業委員会事務局所管決算について、別紙のとおり報告するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第96号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和 6 年第12回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午後 4 時 1 8 分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年12月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 田 中 栄 作

署名委員 白 石 純 治